

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 ご案内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目的

平成30年6月、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生教育規程等の一部を改正する告示により、本教育の適用日が平成31年2月1日からは「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が本教育の対象となりました。

当支部では、事業者に代わって受講を希望する者を対象に本教育を実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

2. 受講対象者

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に従事する者。

注) 足場の組立て等作業主任者を修了されている方であっても、本教育受講の省略対象にはなりません。

3. カリキュラム ※計6時間教育

【学 科】

- ① 作業に関する知識 (1時間)
- ② 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。)に関する知識 (2時間)
- ③ 労働災害の防止に関する知識 (1時間)
- ④ 関係法令 (0.5時間)

【実 技】

- ⑤ 墜落制止用器具の使用方法等 (1.5時間)

【注意】 各自フルハーネス型安全帯をご持参してください。

なお、受講者同士の貸し借りは、原則不可としますが、ご準備が難しい方はご相談ください。

4. 申込方法等

人数が少ないと延期または中止になる場合もあります。

開催決定後、ご連絡いたしますので、それからの申込になります。

(1) 提出書類

下記の書類等を郵送または窓口にて、ご提出ください。(FAX 不可)

受講申込書	<ul style="list-style-type: none">・ 所定の欄に必要事項をご記入ください。・ 旧姓等の併記の希望する方は、旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類を添付ください。(例：現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票)・ 申込書は、青森県支部窓口か、ホームページにて入手できます。
写真 1 枚	<ul style="list-style-type: none">・ 胸上タテ 3 cm × ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影した背景無地・無帽・正面・上三分身のものを申込書に貼付けてください。

(2) 受講料

前納制になります。当支部の窓口か、現金書留・振込にて納付ください。

	支 払 先
窓 口	建設業労働災害防止協会 青森県支部
現金書留	支払の際は、お釣りの無いようお願いいたします。
振 込	青森銀行 新町支店 普通 3071963 建設業労働災害防止協会 青森県支部 インボイス領収書が必要な方は、申込書を送付する際にメモを入れてください。当日になりますが、会場受付にてお渡しいたします。

郵送の方につきましては、申込書の送付後、受講料を納付ください。

こちらで申込を受理しましたら、「受講票」をメールまたは FAX にて送付いたします。

領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

5. 受講料 ※当支部では教育効果を考慮し、講習科目の一部省略は行いません。

	受講時間	計	内 訳	
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
会 員	6 時間	8,847 円	8,000 円	847 円
非会員		9,946 円	9,000 円	946 円

6. 開催日時及び会場

日 時：令和 7 年 2 月 20 日 (木) 9：00～16：10

会 場：青森県建設会館 6 階 「大会議室」(青森市安方二丁目 9-13)

